

寝屋川市障害福祉計画（第3期計画）[平成24～26年度]（案）の概要

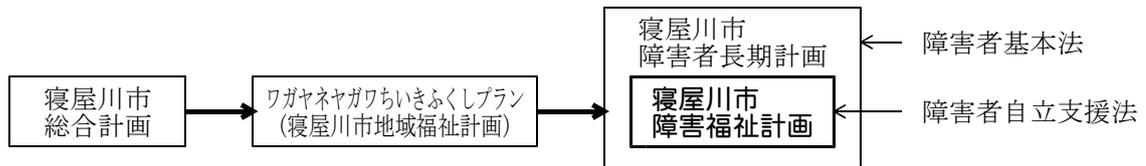
計画の策定にあたって

1. 計画の目的

- 障害者制度改革のなかで平成25年に新たな法律が実施されることとなり、その間の取り組みをすすめるために障害者自立支援法が改正され、相談支援や障害児支援の充実などが定められたことをふまえて、地域生活を支援するための基盤整備やサービス提供をすすめていくよう、障害福祉サービス等の見込量と的確に提供していくための方策、重点的に取り組む事項を定めた「寝屋川市障害福祉計画（第3期計画）」を策定しました。

2. 計画の位置づけ

- 障害者自立支援法に基づく市町村障害福祉計画であり、「寝屋川市総合計画」や「ワガヤネヤガワちいきふくしプラン」（寝屋川市地域福祉計画）との整合性を図るとともに、国や府の基本指針をふまえて策定しました。
- 本市における障害者支援の基本方向を示す「寝屋川市障害者長期計画」を具体的に推進していくための計画として、3年間に重点的に取り組むべき事項等についても盛り込みました。



3. 計画の期間

- 障害福祉計画の策定に係る国の基本方針に基づき、平成24年度から平成26年度までの3年間の計画として策定しました。

18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	→
寝屋川市障害福祉計画 (第1期計画)			寝屋川市障害福祉計画 (第2期計画)			寝屋川市障害福祉計画 (第3期計画)			新たな法律 に基づく取り組み			→
10年度～寝屋川市 障害者長期計画		寝屋川市障害者長期計画（第2次計画）										→

4. 計画の策定方法

- 「寝屋川市障害者長期計画」と密接に連動して策定・推進していくよう、公募による市民および当事者・事業者等の関係団体・機関代表者等が参加する「寝屋川市障害者長期計画推進委員会」における意見交換をふまえて策定しました。
- 市民の意見を広く聴くため、計画案に対するパブリックコメントを実施するとともに、当事者のニーズを広く把握するためのアンケート調査やヒアリング等を実施しました。
- 自立支援協議会の専門部会・ワーキング等で計画に関する検討を行い、長期計画推進委員会を通じて意見を反映しました。

5. 計画の進行管理

- 「寝屋川市障害者長期計画推進委員会」において推進方法の検討や進捗状況の点検・評価などを行い、「寝屋川市障害者長期計画」と連動して推進していきます。
- 「寝屋川市地域自立支援協議会」の全体会、専門部会、ワーキング、プロジェクトチーム等を通じて、市の関係部局との連携を図りながら、市民、関係団体、事業者等との役割分担と協働のもとで推進していきます。

障害福祉サービス等の推進方策

1. 障害福祉サービス等を推進していくうえでの考え方

- (1) 地域での“自分らしい”生活と社会参加をすすめる支援を充実します
- (2) さまざまな力をつないで、一人ひとりのニーズに対応する取り組みをすすめます
- (3) 他分野との連携・公民の協働による、効果的な支援を推進します



2. 障害福祉サービス等の見込量と提供体制の確保策

- (1) 障害福祉サービスの推進の考え方と確保策
 - ①訪問系サービス ②短期入所 ③日中活動系サービス ④居住系サービス
 - ⑤相談支援（計画相談支援・地域相談支援）
- (2) 地域生活支援事業の内容と事業量
 - ①相談支援事業 ②成年後見制度利用支援事業 ③コミュニケーション支援事業
 - ④日常生活用具給付等事業 ⑤移動支援事業 ⑥地域活動支援センター事業
 - ⑦その他の事業
- (3) 障害児支援サービスの内容と事業量
 - ①児童発達支援・医療型児童発達支援 ②放課後等デイサービス
 - ③計画相談支援・障害児相談支援
- (4) サービス提供体制の確保と利用促進のための取り組み
 - ①サービスを提供する事業者の確保
 - ②サービス提供を担う人材の確保とスキルアップの推進
 - ③ニーズに対応したサービスの開発や効果的な提供のしくみづくり
 - ④サービスを適切に利用するための支援の充実
 - ⑤障害福祉サービス等を利用する人の権利擁護の推進



3. 地域生活への移行・一般就労への移行等に関する目標と推進方策

- (1) 地域生活への移行（福祉施設からの移行・社会的入院からの移行）
- (2) 福祉施設から一般就労への移行等

障害者支援を推進していくために重点的に取り組む事項

1. 総合的・継続的な相談支援・権利擁護支援のしくみづくりの推進

- (1) 基幹的な機能をもつ相談支援センターの設置・運営
- (2) 相談支援（一般・計画・地域）の充実
- (3) 自立支援協議会の充実
- (4) 権利擁護支援のしくみの確立

2. 児童期からの継続的な支援のしくみと取り組みの充実

- (1) 障害児に対する相談・サービスの提供
- (2) 発達障害のある人への支援の充実
- (3) 継続的な支援を行う体制やしくみづくり等の推進

3. 安心して暮らしていくための地域のつながりや環境づくりの推進

- (1) 地域での障害者への理解と日常的な交流・支えあいの推進
- (2) 災害時の避難を支援するしくみづくり
- (3) バリアフリーの生活環境づくりの推進
- (4) 地域における住まいの確保の取り組み